

議案第5号

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、群馬県市町村総合事務組規約（平成2年群馬県指令地第18号）を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

沼田市長 横山 公一

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書

群馬県市町村総合事務組合規約を下記の群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約により変更するものとする。

記

群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

群馬県市町村総合事務組合規約（平成2年群馬県指令地第1.8号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2の5の項右欄中「沼田市 渋川市」を「沼田市 館林市 渋川市」に改める。

附 則

- 1 この規約は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規約の施行日前に館林市の職員（館林市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例（令和3年館林市条例第 号）による廃止前の館林市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年館林市条例第21号）第2条に規定する職員をいう。）が公務又は通勤により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合（この規約の施行日前の公務又は通勤による負傷若しくは疾病によりこの規約の施行日以後に障害の状態となり、又は死亡した場合を含む。）におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。